

# 新型コロナウイルスワクチン感染症に係る予防接種と他の予防接種との接種間隔について

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

(「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(2.1版)」より抜粋)

他の予防接種・・・高齢者肺炎球菌、インフルエンザ、風しん(第5期)、日本脳炎(特例分)など

